

越境するエスニック・メディア

— 極東ロシアの沿海州を中心にするコリアンのメディア・ネットワーク —

The Flow of Ethnic Media across Borders: the Korean Media Network in the Russian Far East

玄武岩 (Hyun Mooam) *

1. はじめに

本稿では、第一に、20世紀初頭の極東ロシアの「沿海州」¹における朝鮮人社会のアイデンティティが、本国や海外の同胞社会とネットワークを構築するなかでいかに変容していくのかを検証する。第二に、そうしたなかで朝鮮人社会がホスト社会との交渉を通じて民族運動を展開していく過程について考察する。

主に1900年代後半から沿海州で発行された「在外韓人新聞」をとりあげ、そこにあらわれる言説と、それがむすびつけるネットワークの越境性から、エスニック新聞の発刊というメディア史における意味を問うことになるだろう。时期的には、韓国（大韓帝国）が日本の「保護国」となり多くの朝鮮人が政治・経済的理由により沿海州へ流れ込む1905年頃から、第1次世界大戦が始まる1914年までを対象にする。それは、韓国が併合される1910年前後が、独立運動の拠点を求め沿海州に渡る、ある種のナショナリズムに支えられたニューカマーの移住者と、生活のために故郷を離れ「露領」に足を踏み入れた

オールドカマーの定住者たちとの間で緊張関係が表面化し、多層的なアイデンティティが交錯するなかでナショナリズムが形成されていく時期だからである。

韓国を併合することで帝国主義を確立した日本は、朝鮮半島の地理的な領有には成功したものの、朝鮮民族全体を帝国臣民として組み入れることはできなかった。なによりも、間島や沿海州、または上海や米州のように、日本の統治権力が完全に及ばない帝国の外延部に居住する朝鮮人においては、朝鮮半島でのように内鮮一体の図式は成立しなかった。このような帝国臣民でない朝鮮人は、朝鮮支配を根幹にする植民地帝国の足場を常に揺るがす存在であった。

帝国版図の拡大は、それに抗う在外朝鮮人社会の動きをも活発にする。植民地を横断する鉄道・海運・郵便など帝国ネットワークの拡張は、それに付随しながら対抗するネットワークを形成し、そのネットワークをとおして朝鮮人の反日運動や近代思想が、朝鮮半島はもちろん、他

*東京大学大学院情報学環（投稿時）

キーワード：エスニック・メディア、沿海州、在外韓人新聞、コリアン・ネットワーク

の朝鮮人社会に波及したのである。こうした対抗ネットワークはそれぞれの朝鮮人社会をむすび、ヒトやモノ、そして情報の流通経路となった。そのなかで朝鮮人社会のネットワークとして最も大きな役割を演じたのが、在外朝鮮人のエスニック新聞、すなわち「在外韓人新聞」である。当時は〈新聞紙法〉などによって統制されていた本国の新聞に代わって、在外韓人新聞は愛国啓蒙・独立思想の震源地となり、形成されつつあった朝鮮のナショナリズムを主導した。

1900年代半ばから米州や沿海州など朝鮮人コミュニティで発行された在外韓人新聞は、これまでのエスニック・メディア論の範疇をこえる問題領域を提示してくれる。エスニック・メディアをとおして海外の朝鮮人コミュニティ間の情報交換が行われたように、これらの新聞は本国や他の在外朝鮮人コミュニティをむすぶネットワークとして機能した。本稿は、朝鮮の植民地

2. 日露関係としての朝鮮

極東ロシアという名はロシアの東方政策としてあらわれた植民事業の産物である。しかし東アジア諸国からすると、ここは極東（あるいは遠東）という地理的位置が示すような遥かな距離感を感じさせる場所ではなかった。朝鮮においては、そこはせいぜい「江東」と呼ばれた豆満江の東対岸として認識されるのみであって、封建王朝の圧制や飢饉から逃れるための生活の地にほかならなかった。19世紀半ばから、この江東の地に自然な形で移住して村を形成し住み着いた朝鮮人が、組織的な開拓政策によって進

化の過程で、海外の朝鮮人社会で発行された新聞の越境性を現在のグローバルなメディア環境と照らし合わせながら、エスニック・メディア論を問い直す試みでもある。

この時期における沿海州の朝鮮人に関する研究は、韓国の場合、主に日本に対抗する義兵運動や独立運動という視点から論じられることが多い。そうでない場合にも沿海州の朝鮮人コミュニティが閉塞した空間として捉えられており、本国と海外の朝鮮人社会が形成した活発なコミュニケーション的状况についての考察はほとんどない²。本稿は、東北アジアにおけるコリアンの越境的なネットワークを歴史的に遡り、植民地のネットワークと並行してそれに対抗するネットワークが張りめぐられていたことを示すことになるだろう。それによって、本国とディアスポラ社会の関係が一方的でも従属的でもなく、相互作用的に存在したことを明らかにしたい。

出する「西洋」と遭遇することになる。すでに沿海州は北京条約（1860）によってロシア領として編入されており、朝鮮人の移住者は「外国人」として行政的な管理の対象に組み入れられていく。

1861年のロシアの移民規定は外国人にも開かれていて、主に経済的な理由からロシアに越境した初期の朝鮮人は、労働力、食糧、その他の有力な供給源となっていた³。人口が希薄なこの極東地域において開墾民として重視されたのである。同時に、朝鮮人は政治的・軍事的に

重要である、手に入れたばかりの新領土の住民としては不適切な存在でもあった。移住者とはいえ、地理的に故郷は近場であり、しかも宗教的になじみのない古い生活風習を保持する朝鮮人は、当局からすると厄介な存在でもあったのである。

当時の極東ロシアの統治機関であった東シベリア総督管区は、開拓と防衛の綱渡りに排除と同化政策をもって朝鮮人を扱った。国境付近の朝鮮人を奥内に移住させる政策がこの時期から行われていた。東シベリア総督シネーリコフは朝鮮人の一部をアムール州に移すことを決断する。1871年の春、朝鮮人103家族341人をブラゴヴェシチェンスク近くに移し、帰化改宗させ、その代わりにロシア移民と同様に、一世帯あたり100デシャチーナ（109.2ヘクタール）の土地を与えた⁴。

1882年の移民規定では、外国人への門戸開放は削除されていた⁵。ロシア人およびスラブ系の移民において、初期の陸路による開拓移民が一段落してからは、オデッサからウラジオストクへの海路による農業移民を本格的に受け入れた。沿海州に増える一方の中国人や朝鮮人、そして日本人は、地域の防衛上危険な存在でもあったのである。極東ロシアにおける「黄色人種問題」はこうした背景から生まれ、それが今日まで残る「黄禍」の始まりであろう⁶。

一方、朝鮮半島が列強の勢力争いの場所になると、国境を接する西洋国であるロシアは露朝修好通商条約（1884）をとおして、清国や日本に対する牽制勢力になるなど朝鮮にとって重要な政治的・経済的パートナーとして浮上する。それを機にロシアは自国領内の朝鮮人に対する

整備にとりかかることになり、ロシア国籍の朝鮮人が誕生することになる⁷。そうした政策は、コルフ総督のように移民を制限し管理しようとするものもあれば、後任者であるドゥホスコイ総督のように、むしろ開拓における朝鮮人の必要性を認め、土地と国籍を付与する積極的なものでもあった⁸。このような政策転換の結果、朝鮮人の数は1892年の16,457人から、10年後の1902年には倍の32,410人に増加した⁹。

沿海州ですでにエスニック・コミュニティを形成してきた朝鮮人社会に動揺が引き起こされた背景には、朝鮮半島における日本の勢力の拡大があった。1905年、日露戦争に勝利した日本は朝鮮を保護下に置くと、朝鮮各地では義兵運動が頻発する。同時に反日行為に対する取り締まりが厳しくなり、日本の影響力や支配力が及ばない間島や沿海州には多くの人々が流れていくようになった。

一方、緊張感が続く日露関係のなかで、沿海州の朝鮮人は敵国のスパイの温床になりかねないとして抑圧されることになる。1905年に沿アムール総督に昇進した元沿海州軍務知事P・F・ウンテルベルゲルは、植民地化された朝鮮半島からの移民に対して強い偏見を抱いていた¹⁰。帝政ロシアは、ロシアが日本と衝突した場合、朝鮮人はロシアの利益を擁護するか否かという観点から、朝鮮人移民の体制に対する政治的忠実性を極めて真剣に吟味していたのである¹¹。日本の勢力が朝鮮半島で強まるにつれ、沿海州の朝鮮人は日本をとおしてみられるようになるが、朝鮮人対策も日露関係の進展具合によって弾力的に実行された。日本のスパイになりかねないとする朝鮮人への不信感は、究極的には

1937年の朝鮮人の強制移住として帰着する。

1895年に日清戦争が終結して清国の勢力が朝鮮半島から退いた後、朝鮮半島は日本とロシアのはざままで帝国の時代をくぐり抜けていく。逆にいえば、当時の日露関係は朝鮮をめぐるヘゲモニー争いの関係であったといえよう。19世紀末からの日露間における一連の協定や20世紀初頭の日露交渉では常に朝鮮問題が絡んでいた¹²。日本においては、日清戦争の結果領有した台湾、日露戦争の結果領有した樺太、関東州、満鉄付属地と比較すると、両戦争にまたがった朝鮮の領有は長くかつ複雑であった¹³。ポーツマス条約によって朝鮮半島における日本の優位が名実ともに確立されても、朝鮮にとってロシアは日本に併合されるまで最後の要であった。

このような朝鮮半島をめぐる日露間の情勢は必然的に沿海州に居住する朝鮮人にも影響する。日本からすると、日露戦争を経て外交権を奪い、軍隊解散・警察権剥奪によって朝鮮内での治安対策は整いつつあったが、問題は間島や沿海州など国外に移住した朝鮮人であった。「主権の中立地帯」であった間島とは異なり、沿海州はロシアの徹然たる支配下にあったため、在露朝鮮人の管理をロシア側に求めた。一方でロシアにおいても1905年の革命後日本に逃亡中である革命家の身柄確保のため、日本の協力が必要であった。そのような思惑が一致して日露間には「逃亡犯罪人引渡条約」が交渉中であったこと

もあり、日本は沿海州の朝鮮独立運動の取り締まりをロシアに求めた。1905年の乙巳保護条約以降は、日本領事館の管轄となった在外朝鮮人に対して日本は帰化を認めず、在露朝鮮人の帰属を主張したのである¹⁴。しかし、後述するように、それは日本の思惑通りにはいかなかった。

かくして沿海州は独立運動の本拠地となって民族運動を主導していく。それは、すでに19世紀半ばからこの地域に移住していた「オールドカマー」が築き上げた朝鮮人コミュニティの存在によって可能であった。そうした基盤のうえ、亡命移民として、あるいは独立運動を目指して「露領」に足を踏み入れた「ニューカマー」の朝鮮人は、帰化朝鮮人と協力して朝鮮人団体を結成し、新聞・雑誌を発行した。その過程でそれぞれの思惑にズレがあっても、「祖国独立」という大義は常に貫かれていた。

以下では、1900年代後半から沿海州で発行された『海朝新聞』『大東共報』『勸業新聞』などの朝鮮語新聞をとりあげ、沿海州で展開された朝鮮人の生活と民族運動について考察する。ただし、それは沿海州だけにとどまらず、当時の沿海州で発行された朝鮮人のエスニック新聞が、いかに本国との関係でナショナリズムの思想的影響を伝播し、さらに米州の朝鮮人組織といかにネットワークとしてむすびついていたのかが浮き彫りになるだろう。

3. 在外韓人新聞の時代—植民地化のなかのメディア空間¹⁵

日露戦争後、朝鮮では多くの新聞があらわれ

る。そのなかには『大韓毎日申報』のような

「反日新聞」もあれば、『大韓日報』のような日本の統治を支持する「親日紙」も登場して、既存の『帝国新聞』『皇城新聞』などの「民族紙」と競合した。

ところが日露戦争中に各地で電信・鉄道などの軍事施設が破壊されると、韓国駐箚軍は作戦遂行のための治安維持を口実にして、ソウルおよびその付近における治安業務は日本軍の憲兵隊が執行することを韓国側に通告する。当時はすでに「日韓議定書」によって「大韓帝国の皇室の安寧或は領土の保全に危険がある場合」には「軍略上必要な地点の臨時収用」ができるとされていた¹⁶。以後各種の軍律や取締規則を發布することで軍事警察を強化していく。そして治安維持の対象は集会や新聞発行にまで及び、韓国駐箚憲兵隊長と京城舎管司令官には、新聞の検閲と発行停止にかかわる訓令を発した¹⁷。それによって「京城内ニ於テハ韓国人ノ発行スル韓字新聞ニ対シテハ旧警務顧問部ニ於テ原稿ヲ校閲シ事実無根ニ係ルモノ又ハ治安妨害ノ惧アリト認ムルノハ其ノ掲載ヲ禁シ禍害ヲ未萌ニ防止スル方法ヲ取」ることになる¹⁸。

保護条約の締結後、発行人でもある張志淵が書いた論説「是日也放声大哭」が掲載された『皇城新聞』が検閲なしに配布された。それによって張志淵は逮捕され、新聞は押収されるとともに3ヶ月に及ぶ発行停止処分を受ける。張志淵は、後にウラジオストクで発行される朝鮮語新聞『海朝新聞』の創刊に深くかわり、沿海州に渡ることになる。

保護条約の翌年に日本公使館に代わって統監府が設置されると、実定法にもとづいた体系的な言論統制のため、1907年には韓国政府に法律

第1号として〈新聞紙法〉を公布させる。それによって事前検閲による削除処分中心の統制が、押収・発行停止を行う政策へと転換した¹⁹。この時期に「反日論調」を披露したのが、英国人ベセルが発行した『大韓毎日申報』であったが、〈新聞紙法〉は外国人が発行する新聞には規制が及ばなかったのである。それで翌年には〈新聞紙法〉を改定し、外国人が国内で発行する新聞および外国発行の朝鮮語新聞の発売頒布禁止と押収処分を可能にした。

ところで改定された〈新聞紙法〉は、たんに外国人所有の新聞だけを取り締まるのが目的ではなかった。統監府がそれ以上に問題視したのは、むしろ国外で発行されて朝鮮に流入する在外韓人新聞であった。統監府は次のように沿海州や米州で発行された新聞に対する取り締まりの必要性を示している。

従来ノ韓国新聞紙法ハ外国ニ於テ韓人ノ発行スル新聞紙及韓国内ニ於テ外国人ノ発行スル新聞紙ノ取締ニ関スル規定ヲ欠ケルヲ以テ韓国政府ハ明治四十一年四月法律ヲ以テ新聞紙法中ニ改正ヲ加ヘ…治安ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壊乱スルモノアリト認ムルトキハ内務大臣ハ該新聞紙ノ韓国内ニ於ケル発売頒布ヲ禁止シ且之ヲ押収スルヲ得ノ規定…ヲ追加セリ従来其ノ取締ノ必要ヲ認メタル米國桑港ニ於テ発行スル共立新報、大同公報、布哇「ホノルル」ニ於テ発行スル合成新報、露國浦塩斯德ニ於テ発行スル海潮新聞及京城ニ於テ発行スル英国人経営ノ大韓毎日申報等ニ就テ

ハ爾後其ノ記事治安ヲ妨害スルモノト
認メタル時ハ嚴重ニ差押ノ処分ヲスル
コト…²⁰。

このように改定〈新聞紙法〉では、その的が米州の『共立新報』『大同公報』、ハワイの『合成新報』、ウラジオストクの『海朝新聞』など海外で発行された朝鮮語新聞に向けられていた。それは〈新聞紙法〉が改定された1908年の取り締まりの状況でも確認できる。【表1】は〈新聞紙法〉によって1908年に発売頒布禁止処分となった新聞の発禁回数と押収新聞の数である。

在外韓人新聞は国内に持ち込まれる数が限られていたにもかかわらず、発売頒布の禁止処分の回数ではむしろ『大韓毎日申報』を上回っていた。このように在外朝鮮人社会で発行された新聞が活発に本国へと流入していたことがわかる。その分在外韓人新聞は規制の対象となり、当局の監視も厳しかった。実際、米国やロシアの日本領事館は在外朝鮮人の動静、とくに「排日運動」の動向を徹底的に調査して外務省に報告していた。それを外務省は韓国統監府へと送付したのである。そこで在外朝鮮人が発行した

新聞が注視されていたことはいうまでもない。

植民地化の過程におけるメディア統制は、国内の新聞や在外韓人新聞だけに限るのではなかった。日本人経営の新聞も〈新聞紙規則〉により規制されたのである。このようにメディア統制は徹底していたが、そのなかでも在外韓人新聞は部数の限りや流通経路の制限にもかかわらず、国内では「排日思想を鼓吹」する有力なメディアであった。「共立新報は果たしてサンフランシスコで印刷されているのか」という『京城新報』の記事が示すように、それは身近な新聞だったのである²²。

上記の新聞のうち、最も多く発売頒布禁止処分を被ったのが、「一般国民ノ普及知識ヲ發達シ国權ヲ回復シ独立ヲ完全ナラシムル事ヲ目的」として、ウラジオストクで創刊された『海朝新聞』²³である。ところで、朝鮮語でウラジオストクをあらわす海參威と朝鮮の頭文字からなる『海朝新聞』が発行されたのは、1908年2月26日から同年5月26日までのわずか3ヶ月間で、総計75号に過ぎない。にもかかわらず最多の発禁処分となったのは、新聞が展開した抗日論調の所以であろう。1908年4月の〈新聞紙法〉の

【表1】 新聞押収及び発売頒布禁止数（1908年）²¹

	大韓毎日申報		共立新報	合成新報	海朝新報	大同公報	計
	諺文	漢諺文					
発売頒布禁止度数	5	8	19	10	20	3	63
押収紙数	49,328	6,724	10,264	542	1,569	668	24,706

* 『警察事務概要』の同年4月～12月の統計では、『大韓毎日申報』の諺文版における押収紙数は4,936部となっており、上記表の49,328は誤記であろう。

改定は、『海朝新聞』が発刊されて朝鮮に流入する時期と重なっている。

1907年8月に韓国軍隊が解散されると、軍人を中心とした義兵活動が活発化する。さらに韓国駐劄憲兵司令部が警察権を握り治安維持を全うすることになると、義兵運動は国境を越え沿海州にも拡散した。沿海州は民族運動の中心地になると同時に、抗日思想をもつ多くの亡命者と、それ以前の在留朝鮮人が入り交じることになる。

当時の沿アムール総督は黄禍論者として名高いウンテルベルゲルであった。彼は歴代総督のなかでも朝鮮人に対しては最も排斥的であったと知られている。その根拠としたのが、「朝鮮

人は定住性が強く、しかも国民性を保つことで容易に露国に同化しないということ、そして露国が日本或は支那と開戦する時、この分子は敵国の間諜となる危険がある」ということであった²⁴。そうした方針は帰化者・非帰化者を問わず、土地の利用や就労制限など朝鮮人の権利一般を規制する政策へと転じることで、朝鮮人移民社会全体を圧迫する方向に向かうのであるが、それはロシアの朝鮮人社会において市民的権利の獲得が重大な課題であることを示すことでもあった。

『海朝新聞』はこのような「オールドカマー」と「ニューカマー」の協力によって、そして互いの思惑の微妙なズレのなかで創刊された。

4. 『海朝新聞』－旧来者と新来者のコラボレーション

新聞の準備段階で専門のジャーナリストを必要としていた『海朝新聞』の実質的オーナーである崔鳳俊は、『皇城新聞』の反日記事による筆禍事件で名を馳せた張志淵を主筆として招聘するため元山で会談した。『海朝新聞』の発行に関しては、統監府と警視庁およびウラジオストクの日本領事館が、新聞創刊の動きについて詳細な情報交換を行い、準備段階からその動向を把握していた²⁵。崔鳳俊は元山で廃刊となった日本人経営の新聞社から印刷機および活版を購入し、新聞を発行することになる²⁶。では、『海朝新聞』はどのようにしてウラジオストクから朝鮮に持ち込まれたのだろうか。

崔鳳俊は帰化朝鮮人で、日露戦争時に軍需品の納入で巨富を築いた沿海州朝鮮人社会の有力

者であった²⁷。当時、崔鳳俊は日本から購入した船舶俊昌号を利用して、ウラジオストク－清津－城津－元山間の海運業を営み、生牛の輸入にも携わっていた。朝鮮の北東地方の咸鏡道は「全国に冠絶する牛産地」であって²⁸、1880年代末からすでに元山からウラジオストクへの海路をとおした生牛の輸出が始まっていた²⁹。崔鳳俊はウラジオストク、ニコリスク、元山で雑貨店も経営していた。『海朝新聞』は「韓国内ニ頒布スル分ハ元山浦汐間ヲ往復スル汽船俊昌号ニテ浦汐ヨリ帰航ノ際搭載シ来リ当地ヨリ各内地ニ発送」³⁰されていたように、こうしたネットワークを利用してウラジオストクから持ち込まれ朝鮮に流入していったのである。ソウルには各地に『海朝新聞』の発売所が置かれていた。

俊昌号が到着すると、現地の警察署は「輸入スルヤ直ニ検閲ヲナシ治安ニ妨害アルモノト認ムル時ハ内部ニ電報シ発売禁止ヲナス手續」³¹を取り、内部（日本の内務省にあたる）の指示を受けて新聞を押収した。通信管理局長への通達には「追テ浦塩ヨリ敦賀經由当国ニ通送セラル、新聞紙ハ其ノ配達地区ノ如何ニ係ハラス一応悉ク京城ニ集メタル上本文ノ趣旨ニ依リ御措置相成度申添候」³²とされており、元山經由の輸送に対する取り締まりが厳しくなってからは、敦賀や長崎經由でも『海朝新聞』は朝鮮内に持ち込まれていたことがわかる。

ちなみに、敦賀ーウラジオストック間の直行線は1907年から大阪商船が運航し、長崎ーウラジオストック間は日本郵船が1885年にもすでに命令航路として運行していた³³。ウラジオストックと京城との通信連絡は敦賀を経ても元山を経ても大差はなく、むしろ敦賀の便が確実に早かった³⁴。

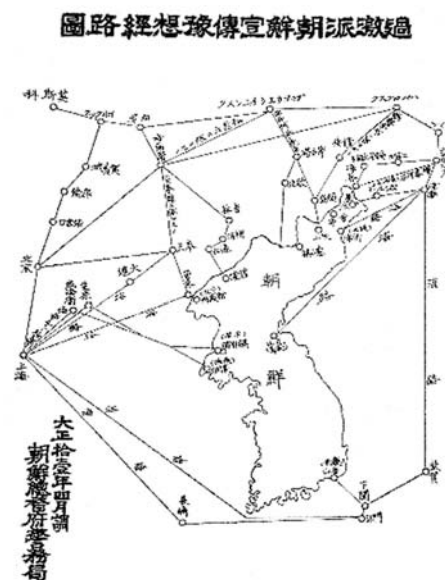
【図1】は朝鮮総督府警務局が1922年に作成した「過激派朝鮮宣伝予想経路図」である。図の作成時期は『海朝新聞』の時代より以降であるが、まさしくこれは朝鮮人のメディアのネットワークを示しているといえよう。

『海朝新聞』は日刊で発行され（日曜日および祝日は休刊）、朝鮮語の4面構成であった。発行人および編集人は崔萬学（崔鳳俊の甥）とロシア人であるI・F・ヂューコフという歩兵隊の中尉であったが、この人物が沿海州軍務知事に朝鮮語新聞の発行の請願書を出している³⁵。ヂューコフは東洋学院の中国・朝鮮語科で修学しており、そうした経緯もあって『海朝新聞』の創刊に協力することになったのだろう。現在

の極東大学の前身である東洋学院は、制度上正規生とは別途に総督によって任命される軍将校の聴講生枠が設けられていた³⁶。このように表向きには帰化朝鮮人やロシア人を立てながらも、本国からは「韓人間健筆雄弁ノ名アリ由来日本ノ政策ニ極力反対スルモノ」であった張志淵を迎え入れたことから、『海朝新聞』の発行を取り巻く状況と発刊の趣旨を窺い知ることができる。

『海朝新聞』は、当時朝鮮で発行されていた新聞と類似の編集方式を取り入れていた。紙面は論説・各地電報・本国歴史・雑報・本国通信・本港情報・外報・奇書・小説・広告などの欄で構成された。〈義兵消息〉欄では毎日のように義兵活動を紹介し、米国で統監府外交顧問のステューブンスが狙撃されると、『海朝新聞』は逮捕された二人の「義士」のための義捐金を募集し、募金者の氏名と金額を紙面に公表した。

【図1】「過激派朝鮮宣伝予想経路図」³⁷



日付は当時の大韓帝国の年号「隆熙」を使用し、4月9日付からは「檀君開国」と「大韓開国」も併用している。4月11日付から欄名の記号には「○」に代わって太極マークを使っている。

日本側が最も注視したのは、国権回復や排日思想の拡散であったことはいうまでもない。ウラジオストク総領事が外務大臣にあてた報告〈韓国外部顧問スチーブンス氏被害事件ニ関シ当地韓字新聞ノ論調ニ関スル件〉では、次のように『海朝新聞』を分析している。

同新聞発行ノ義ニ関シテハ…主トシテ母国ノ政治問題ニ関スル評論ヲ掲載シ本国通信トシテハ主トシテ暴徒ニ関スル記事ヲ蒐メ乃至中央政府若クハ地方官ノ行動等動モスレハ其私行ヲ剔発シ大概母国又ハ本邦ノ各新聞紙ヲ訳載シ来リ居リ殊ニ暴徒ノ記事ニ於テハ之ヲ「義兵」ト称シテ暴徒側ニ有利ナル記事ニ重キ置キ寄書ハ概シテ排日の口調ノモノ多ク…全紙面ヲ通シテ国民教育ノ普及ニ関シテハ之カ報道・奨励・評論等大ニカヲ致シタルノ跡相見ヘ候…。

元来頑迷固陋ニシテ時勢ノ如何ヲ知ラサル韓人輩カ其国権恢復、大韓独立等ノ文字ノ美ニシテ其ノ辞ヲ彼等ヲ魅スルヨリシテ何等深謀底意アルナク唯単ニ空文傲語ニ雷同シテ以テ快トナス其ノ母国ニ在ルト外国ニアルトヲ論セス一般韓民ノ常性ニ有之微々タル一韓字新報「海朝」ノ如キカ…³⁸。

官憲の記録には在外朝鮮人の結社やメディア

に対する「誇張」もしくは「過少評価」という矛盾した評価もみられるが、いずれにしてもそれには『海朝新聞』における「問題性」があらわれている。

論説には上記のように本国の状況や海外同胞事情が多く、抗日的あるいは独立を訴える論調が主であった。教育問題や衛生など沿海州の朝鮮人コミュニティにおける当面課題に関する記事はわずかに過ぎない。新聞発行の趣旨書をも、知識の向上と国権回復、世界情勢と政治経済および実業における新情報の習得を目的としている。しかしながら、広告面や雑報・本港情報などの記事を通じて、朝鮮人コミュニティにおける『海朝新聞』の社会的位置を窺うことができる。

『海朝新聞』は各地に投書函を設置し一般読者からの投稿を受けていた。それを郵便箱と勘違いする人もいたようである。広告には調髪、衣服、印鑑など一般の営業案内から労働力力の募集、売家・賃屋、薬局・医療や旅館のサービス案内など商業上の利用が多くみられ、「断煙同盟会」の会員募集や家族探し、拾得物の届出願いという一般人の生活に密着したものもある。

海朝新聞社の広告にも興味深いものがある。ウンテルベルゲル総督は1908年から金鉱業者に対して、朝鮮人の雇用を必要としない程度に事業を縮小する命令を下し、それを徹底させるため沿海州軍務知事には砂金場の朝鮮人を全員放逐する訓令を発した³⁹。海朝新聞社はそうした状況を知らずにやってくる人々に注意を促す広告を出した。それは明らかに本国に向けたメッセージである。また本国から多数の新学問書籍を取り寄せて広告を出し、直接発売もしていた。

朝鮮からの書籍だけでなく、『愛国精神談』『瑞西建國地』など当社出版の書籍も販売した。

ロシア人の農業労働力の募集や日本人の病院営業案内の広告もあるが、逆に日本人の理髪店を利用せずに「大韓の人」の運営する店の利用を要望する広告もあり、当時の日本人と朝鮮人の関係を垣間見ることができる。広告を切り抜いてくると1割安くなる割引クーポン付の衣服店の広告も見られる。俊昌号や日本・朝鮮を往来する弘前丸などの船舶状況、東清鉄道の時刻表も載っており、生活上の情報手段としての機能も果たしていた。

当時の在外韓人新聞は、当該エスニック・コミュニティだけが流通範囲ではなかった。在外韓人新聞のメディア・ネットワークについては次節で詳しく述べることになるが、韓国の『大韓毎日申報』などがウラジオストクや米州まで配達されたように、サンフランシスコやウラジオストクの朝鮮語新聞も本国または互いの朝鮮人コミュニティで配布されていた。『海朝新聞』の沿海州における発売所はウラジオストクだけでなく、その他にもウスリスク・パルチザンスク・スイフン・クラスキノ・チデンヘ・ニコラエフカなど14ヶ所に及んだ。「本国各地発売所」は、俊昌号が寄航する元山・城津はもとより、平壤・ソウル・仁川・大邱・開城・順川など16ヶ所に置かれていた。ウラジオストクの朝鮮人学校である啓東学校では、サンフランシスコで発行する『共立新報』『大同公報』やハワイの『合成新報』を代理発売していた⁴⁰。

『海朝新聞』の廃刊の経緯については、いくつかの要因が考えられる。オーナーである崔鳳俊が張志淵との交渉で新聞事業に10年間の投資

を約束したことから⁴¹、決して短期的な視野を持って新聞の発行を始めたのではないことがわかる。『海朝新聞』の廃刊後、新聞復刊の資金募集のためソウルに潜入して逮捕された新聞社員趙昌容と朴永鎮の調書のなかで、廃刊にいたった理由がいくつか述べられている。一つは経営面での不振が考えられる。

文選工であった朴永鎮は帰国の理由を次のように述べている。「韓国ヨリ日本ノ勢力ヲ駆逐セントノ目的ヲ以テ毎ニ過激ナル筆ヲ弄シタル結果本国ニ於ケル発売頒布ヲ禁止セラレ之レカ為メ忽チ社ノ財政ニ打撃ヲ受ケ加フルニ出資者タル崔鳳俊ヨリモ亦之カ関係ヲ拒絶セラレ本年陰曆四月二八日終ニ廃刊ノ已ム得サルニ至レリ依テ今回帰国セリ云々」⁴²。これを見る限り、本国での新聞の取り締まりによる販売部数の低下が財政難を引き起こし、それが新聞廃刊の一つの要因になったと考えられる。

しかし原因はそれだけではなかった。ともに逮捕された趙昌容は、「急進派」との路線の対立が新聞発行を中止に追い込んだと供述している。「今回帰京ノ理由ハ浦港ニ於ケル急進黨ハ頻リニ義兵蜂起説ヲ絶叫シ国権ノ回復ハ教育新聞ノ如キ緩慢ナル手段ニ委スルノ時期ニアラス旺カンニ義兵ヲ起シ上下騒擾ヲ極メシメ此間ニ乗シ国権回復ノ機会ヲ作ルヘシトノ急激ナル議論ヲ主張シ為メニ終ニ新聞発行、弟子教育共ニ中止セリ」⁴³。

『海朝新聞』が朝鮮人コミュニティより「国権回復」に比重を置いていたことは明らかで、それをめぐる対立が浮上したとしても決して不思議ではない。在留朝鮮人は、「当地方面へ移住スル韓人ノ生地ニ就テ見ルニ北韓地方ヨリ来

ルモノ最モ多ク南部ヨリ来ルモノ至テ稀レナリ」⁴⁴とされたように、朝鮮半島の西北地方の出身がほとんどで、反面1905年以降の「亡命志士」のなかにはソウルなど南地方の出身者も多くなり、地域間の対立は少なくなかったのである。

しかし崔鳳俊が新聞社を手放すことになったのは、日本の懐柔策も働いていたようである。内部警務局長が統監の伊藤博文に送った報告には次のように記されている。「元山警察署長ハ崔ノ近親ニシテ崔ノ所有汽船俊昌号ノ事務長タル朴應相ニ会見シタル際海朝新聞記事往々国安ニ害アル旨ヲ談シ朴ヨリシテ崔ノ反省ヲ促スヘキノ意ヲ以テシタルニ朴之ヲ諾セリ」⁴⁵。朝鮮から生牛を購入しウラジオストクに輸入するだけでなく、沿海州と朝鮮半島との海運業を営む事業家として日本の「意向」は無視し難いことだったに違いない。それが編集方向をめぐる対立を惹起し、韓国での新聞発売も閉ざされることで廃刊を決心したのである。

『海朝新聞』のメディア史における意義として、それがエスニック新聞でありながらも、活版を利用した日刊で発行され、民族組織の機関紙でなく一般紙であったことがあげられる。発行期間は3ヶ月の短命に終わったものの、後の『大東共報』や『勸業新聞』に継がれる在露朝

鮮人メディアの嚆矢になった⁴⁶。最終号の〈特別社告〉として掲載された廃刊辞で、『海朝新聞』は読者への「容赦」を求めながら次のように仄めかしている。

…切実に求むのは、本社には活版と機械と物品が備わっており、同胞の中でもし新聞事業に志があり、資本金を備えて本新聞を引き続き発刊するのであれば我が民族の幸福莫大にして、意向があれば直ちに本社へ往臨相談することを望む⁴⁷。

この社告からは、『海朝新聞』の廃刊の主な要因が内部の財政問題にあると読み取れる。崔鳳俊という一資産家に大きく依存していた『海朝新聞』は最大のスポンサーを失うことで廃刊することになるが、それは財政面の問題が解決すれば復刊が可能である状況を意味することでもあった。『海朝新聞』の廃刊直後の5月28日には、朝鮮人社会の指導的位置にいた兪鎮律が『大東共報』という新しい新聞の創刊の許可を沿海州軍務知事に請願した。新聞発行の許可が下りると、8月15日には発行人総会を開き、財政問題など紆余曲折を経て11月18日に創刊号を発行した。

5. 『大東共報』のエスニック・メディア・ネットワーク

『大東共報』は株式形式で資金を調達し、週2回の4面構成で発行された。編集人は兪鎮律が担当し、発行人は『海朝新聞』と同様、K・

P・ミハイロフというロシア人を表に立てた。退役軍人で弁護士でもあったミハイロフは、伊藤博文を暗殺した安重根の弁護のため旅順に向

かうまで発行人を勤めた。兪鎮律は「露館播遷」(1896)によって親露派内閣が組織されたとき通訳官として登用された52名の在露朝鮮人の一人である。『大東共報』は資金難や内部の派閥間の軋轢によってたびたび休刊を余儀なくされながらも、日本の圧力によって当局から発行禁止処分を被る日韓併合直後の1910年9月1日まで発行を続けた⁴⁸。国権回復を新聞発刊の趣旨として掲げた『大東共報』としては、祖国の喪失を目の当たりにし運命をともにした不運な新聞だったといえよう。

『大東共報』は日刊紙であった前身の『海朝新聞』とは違って週2回発行されたが、株式会社であり、一般の読者からも株主を募集していたことからすると、より進んだ経営形態を保持していたといえよう⁴⁹。

紙面構成は基本的に『海朝新聞』を踏襲した。変化が見られるのは1909年4月21日付(第30号)からであり、それまでの4面構成から6面へと増面している。そして5月23日付(第39号)からは、題号のデザインを一新するとともに、再び4面に戻しているが、段組はそれまでの6段から8段に増やしている。このような量的拡張を受け、『大東共報』の5月26日付では「普通知識を啓発し導くために必要な書籍を翻訳し、わが国本朝略史、家政教育学、農学を翻訳掲載する」として、『東国史略』『家政教育』『農学入門』などの連載を始めた。朝鮮王朝の歴史を記述した『東国史略』は、朝鮮で1909年に1,266冊が押収された歴史書である。

『大東共報』が資金難による1ヶ月あまりの休刊から復刊したのは、独立運動家で資産家でもあった崔才亨が社長に就任して発行した1909

年3月3日付からである。日本からは「最も有力なる排日首謀者」として目されていた崔才亨は⁵⁰、幼少時にロシアに渡った帰化人で、ロシア皇帝ニコライ2世の戴冠式にも出席し皇帝にも謁見した朝鮮人社会の有力者であった。ロシア地域の民族運動を積極的に主導し、後に上海で発足する大韓民国臨時政府の財務総長にも任命された。こうして『大東共報』は崔才亨の社長就任で転機を迎えることになる。

それでは、『大東共報』が米州の『共立新報』とどのようにネットワークを構築したのかを見てみよう。

1903年から1905年にかけて朝鮮からおおよそ7,000人がハワイに移住した。ハワイ在住の朝鮮人が再び本土に渡り、当地の留学生とともに自助組織として共立協会を結成したのは1905年である。共立協会は保護条約の締結直後に機関紙として『共立新報』を創刊した。そして米国での組織が整えられると、韓国内の拠点を確保するために新民会を組織し、安昌浩を全権委員として派遣する。同時に統一連合機関の設立のため、共立協会は極東ロシアで遠東支会の設置を模索し、代理人を派遣して沿海州の朝鮮人有力者との接触を図った。沿海州に赴いた李剛は『共立新報』の主筆であったこともあり、『海朝新聞』の発刊にもかかわっている。在外朝鮮人社会でいち早く新聞を発行していた共立協会は、民族運動とコミュニティにおける新聞の役割を十分認識していたのだろう。

ウラジオストクの居留民長として、朝鮮人学校である啓東学校の校長でもあった崔晩学は、1907年9月20日に共立新報社に書簡をあてた。『共立新報』は朝鮮の『大韓毎日申報』を通じ

て義捐金を募集していたこともあり、書簡では義捐金と購読料を送金する旨を伝えるとともに沿海州での新聞の発売認可を要請したのである⁵¹。こうして1907年12月12日から同校は『共立新報』の発売所となり新聞を販売した。その後『海朝新聞』が創刊されるのであるが、ウラジオストクにおける新聞の発行は、在米コリアンが発行する新聞に触発されたことも予想できる。崔晩学は『海朝新聞』の共同発行人であった。

1909年2月に共立協会はハワイの合成協会と統合して国民会となる。国民会はさらに沿海州に要員を派遣するが、その一人が鄭在寛であった。鄭在寛は共立協会の中心的人物として、『共立新報』時代には発行人を歴任し、それが改題した『新韓民報』では主筆を務めたジャーナリストでもあった。米国での経歴を生かして鄭在寛は『大東共報』でも主筆として活躍し、安重根の伊藤博文暗殺にもかかわっている⁵²。

『海朝新聞』や『大東共報』が米国の共立協会とネットワークを形成していたことは、たんに派遣員が加わっていたということだけではない。それは共立協会が標榜する理念がともに流入する蓋然性をも意味した。つまり、米国の風土で生まれる共和主義が沿海州にも影響したのである。19世紀末期における独立協会による民権運動は君主制を否定するものではなく、保護条約以降に満州や沿海州で義兵運動を展開した主導的人物も、大韓帝国政府の官僚や王族の出身者など儒生が多かった。趙景達が指摘するように、朝鮮において民衆のナショナリズムが本格的に形成されるのが、乙巳保護条約の締結後のことであるとすれば⁵³、共和制を受容して国

民国家を樹立しようとした共立協会の思想的影響は決して小さくなかっただろう。

本格的な共和制の主張ではないが、1909年6月13日付および14日付の論説〈皇室非滅国之利器〉で『大東共報』は、イギリス・フランス革命をとりあげ、社会契約説にもとづき国家と皇室を区別することを呼びかけた。これは『新韓民報』の同年3月30日付論説の転載である。『共立新報』『新韓民報』は〈国民の階級を打破して自由平等を主張すること〉(1907年11月1日)、〈国民階級打破、自由平等を主張すること〉(1907年11月1日)、〈国民の義務〉(1908年2月19日)、〈国民論〉(1908年10月9日)、〈国民説〉(1909年11月17日)などの論説をとおして君主制を批判しながら共和制を仄めかした。

両者の関係は沿海州に共立協会の支部が設置されることで一段と深まった。水青(パルチザンスク)に共立協会の支部が設置されたのは1908年9月29日のことである。同時に『共立新報』の支社が2ヶ所に置かれた⁵⁴。翌年の1月7日にはウラジオストクでも地方会が結成された。そして2月1日に国民会が結成され、これに合わせて『共立新報』は『新韓民報』へ、ハワイの『合成新報』は『新韓国報』へと改題した。沿海州の共立協会の支部も国民会の支部へと転換する。

こうした組織統合を受けて、沿海州と米州は同一のメディア空間を形成することになる。それは互いの論説や記事を転載するだけでなく、『新韓民報』の投稿文を『大東共報』の投稿文が論駁するという具合に、太平洋を隔て紙上論争が行われた⁵⁵。『新韓民報』1910年5月25日付

では沿海州における李範允の義兵運動を辛辣に批判した。

しかしこのような組織とメディアのネットワークは、両者における思想的な隔たりを浮き彫りにし、かつてからの党派競争を一層複雑にする状況を招いたことも看過できない。ロシアの朝鮮人社会における「畿湖派」と「西道派」との派閥争いは鄭淳萬による梁成春殺害事件に発展し、それによって『大東共報』は1910年1月3日付をもって、同年4月24日に復刊するまで3ヶ月以上の休刊を余儀なくされた。両者はともに共立協会に加入し、鄭はウラジオストク地方支会の副会長、梁も応接を担当する幹部であったが⁵⁶、両派の地域的・政治的理念の違いが表面化したのがこの事件であった⁵⁷。復刊以降の『大東共報』の論説や投書を見ると、党派の団結を求めるものが多く、それが当時の朝鮮人社会で深刻な問題になっていたことが窺える⁵⁸。韓国の『大韓毎日申報』もこのような事態に憂慮を示した⁵⁹。李範允を批判した『新韓民報』は大東共報社に届いても配布されずに焼却された⁶⁰。

義兵運動に携わるニューカマーの「亡命志士」とオールドカマーの在留朝鮮人との軋轢も、1910年4月28日付の論説〈本港にいる同胞志士は党派の分争を速やかに平和にせよ〉を見る限り、激しい様相を呈していたことがわかる。ここでは「数年以来、東西南から来た志士という共が、内国で争う一種の悪習を植付け伝播することで、今日のような悪い結果を生み出した」として、沿海州における独立運動家を批判している⁶¹。実際に社長の崔才亨は「内国渡来者の分党行為」を理由に、毎月100ルーブルの補助

金の打ち切りを示した⁶²。大韓帝国の高位官僚や朝鮮王朝の王族が主導する義兵運動に対し、ロシアに根を下ろした朝鮮人たちの不信感が増幅されたのである。

しかし沿海州の民族運動は本国からの亡命者だけが主役ではなく、在留朝鮮人においても生活権を確保するために民族運動は切実であった。沿海州で朝鮮人社会の亀裂が民族運動の萎縮をもたらしたとしても、韓国が日本に併合される危機のなかで、在外朝鮮人の民衆のナショナリズムは新たな段階に入っていくことになる。

この時期は『大東共報』も迫ってくる日本の韓国併合を意識していた。沿海州における朝鮮人の義兵運動に対して中立的な立場を堅持してきたロシアであるが、1908年以降は日本の要求を受け入れ、それに合わせて朝鮮人に対する風当たりも一層厳しくなった。1909年6月14日には、ロシア政府は朝鮮人および中国人の沿アムール州での労働を禁止する法案を用意し、1910年7月4日にはその法律が成立した。こうしてロシア側の朝鮮人排斥は強まることになる。となると、朝鮮人や中国人に排斥的なウンテルベルグ総督の下で、ホスト社会の不信感を払拭することは、朝鮮人社会において生存にかかわる重大な問題であった。

1910年5月6日付の論説〈俄人（ロシア人）の誤解を説明する〉では、朝鮮人がいかに日本人と対立関係にあるかということロシアの官民に向けて訴えている。1910年5月19日付の論説は、日本の「偵探者」を厳密に調査して朝鮮人社会から駆逐することで、「俄人の信望を回復」することができることからも、当時の朝鮮人が置かれた状況を垣間見ることができ

る。さらに、それによって金銭・教育・団体の目的を達成できるとしたうえ、そのためには「偵探者がいれば父兄でも殺し、子弟でも殺し、親戚でも殺すことができるだろう」としており、朝鮮人社会の切迫した状況が窺われる。論説〈希臘正教と韓人〉(1910年7月24日)では、国交がない亡国人民が俄人と親密になるには正教が韓人に広く伝播することであるとして、積極的に改宗を促した。

ところが、新聞社の内情はともかく、度重なる『大東共報』の休刊は一般の読者からすると「長い夜に灯りが消えたよう」なことであった。新聞が復刊すると、「長らく会えなかった先生と朋友に出会えて喜樂を抑えきれなかった」⁶³という様相であった。外報や帝国通信(本国情報)もさることながら、地元情報からの遮断は読者に大きな不便をもたらしたのだろう。

1907年より沿海州では多くの朝鮮人学校が設立されていて、ほとんどは住民の「義捐金」によって支えられた。新聞は学校支援だけでなく、新聞社、団体組織、「義士」への寄付金など各種の募金活動を展開し、義捐金を公開することで透明性を確保した。また『大東共報』は、沿海州はもちろん間島、ハルビンなど満州地域やハワイの朝鮮人学校の設立に関する情報も重視していた。そして学生の試験成績を公表し、連合運動会に際しては大いに盛り上がりを見せた。

連合大運動会は1909年7月1日に開催され、ロシア人経営の大韓学校と、啓東、新東、世東学校など開拓里の朝鮮人学校が参加した。『大東共報』は7月4日付の論説で連合運動会の意義を唱え、各種目の受賞者を紹介している。7月15日付の〈大運動会経費の出入〉をみると、

沿海州朝鮮人社会の有力者だけでなく一般の人々の寄付金によって運動会の経費を賄っていることがわかる。ロシアの朝鮮人社会ではじめて開かれた連合運動会に先駆け、6月25日に城津では20校から1,300人の学生が集まり、「北韓初」の連合大運動会が開催されていた⁶⁴。ところが、韓国学部からすると「学校連合大運動会はその規模が大きいだけでなく、ラッパを吹き太鼓を鳴らし宛然なる武装的示威」であって、「放漫軽跳の域に趣くに過ぎない」としてその開催を慎むよう訓令を発し、連合が郡を越えることを禁止する方針を決めていた⁶⁵。このように連合運動会はたんに学校の行事でなく、沿海州の韓人社会においても「独立運動の第一回の準備会」⁶⁶として位置づけられていた。

『大東共報』も『海朝新聞』や他地域の朝鮮人社会の新聞と同様、厳しい押収の対象になった。1909年だけでも57回にわたり2,235部の新聞が押収され、『新韓民報』(35回・1,217部)や『新韓国報』(31回・1,181部)を遥かに凌いでいる⁶⁷。その販売網は『海朝新聞』よりさらに広がり、発売所はシベリア・満州で55ヶ所、朝鮮では「北韓地域」を中心に6ヶ所、米州ではサンフランシスコ、ロサンゼルス、フィラデルフィア、ニューヨークなどに12ヶ所、ハワイに9ヶ所が置かれ、そしてメキシコのユカタン、ロンドン、東京、上海などにも及んだ。

日韓併合を目前にした1910年7月4日に締結された第2次日露協約は、併合における国際的承認過程の最終段階であったが、沿海州では予想される韓人の反発を未然に封鎖する手順の始まりであった。日露協約の交渉が進行中であった6月2日付の論説〈論俄日協約〉では、この

協約が「第一に、ロシアの同情を得て韓日合邦を実行し、第二に露領にいる韓人の活動を束縛」するとして、それまでになかった口調でロシアの対応を批判した。やがて迫ってくるロシア側の圧迫を予感していたのだろう。

そして8月23日にウラジオストクに「日韓合併」の第一報が伝わると朝鮮人社会は動揺する。すると、翌日に在ウラジオストク日本領事館の大島総領事は沿海州軍務知事を訪問して朝鮮人

の取り締まりと邦人保護をロシア側に要請した⁶⁸。『大東共報』もそれを免れることはできなかった。『大東共報』は日本の韓国併合に抗議する声明会の楮文1千枚を印刷して各地に配布するが、8月24日に発行停止処分を受け⁶⁹、9月1日付を最終号にして廃刊に追い込まれる。続いて9月12日には朝鮮人社会の多くの指導者が逮捕され、後に逮捕された李範允を含む7人がイルクーツクに追放された⁷⁰。

6. 『勸業新聞』－勸業会の機関紙

日韓併合と抗日運動指導者の追放と分散によって、沿海州の民族運動は沈滞を余儀なくされるかにみえた。しかしこのとき、国民会系列の朝鮮の新民会のメンバーが「青島会議」を経て独立運動の根拠地を求めウラジオストクに潜入していた⁷¹。そのなかには安昌浩や申采浩も含まれていた。さらに、1911年にはウンテルベルゲル総督に代わり、朝鮮人に好意的なニコライ・ゴンドゥッチが沿アムール州の新総督に赴任した。新総督は民俗学者から官界に転じ、アムール遠征調査隊（1909～12年）の長官でもあり、沿アムール総督管区の歴史上初の文官総督であった⁷²。この調査隊が出した極東ロシアの朝鮮人に対する見解は、ウンテルベルゲル総督の見方とは正反対に朝鮮人の有用性を評価し、ウンテルベルゲル総督の見解によって硬直化した政府の態度を緩和させた⁷³。それは新総督の対朝鮮人政策にも反映され、ゴンドゥッチ総督は朝鮮人の帰化を積極的に促していく。

ところで1911年の初頭にはウラジオストクの

朝鮮人居留地である開拓里に再び動揺が走る。2月に入ってから開拓里を移転するという噂が広まっていたのである。公式には1911年4月に、衛生問題を理由にしてウラジオストクの朝鮮人居留地を西北部へと移転することが決定された⁷⁴。しかし新指定地に家屋を新築する資力のある者は全体の3割にも及ばず、その他は親戚を訪ね地方の村落に行くか、それもままならない者は天幕住居を余儀なくされる惨状を極めた⁷⁵。この新しい指定地を朝鮮人は新開拓里と呼び、やがて新韓村と名づけられる。この移転計画は米州にも伝えられ、メキシコからは130ルーブルあまりの義捐金が居留民会に送られてきた⁷⁶。

このように沿海州の朝鮮人社会は再び動き出すことになるが、本国が併合された時代状況のなかで、朝鮮人社会は新たな運動の方向性を模索しなければならなかった。その一つがロシア国籍への入籍をめぐる問題である。

併合が現実となった状況において、帰化朝鮮

人は別にしても外国籍の朝鮮人は日本国籍に替わり日本領事館の管轄を受けるはずであった。日韓併合後、朝鮮人は日本国籍をもつ者とされたが、他方では日本の国籍法が朝鮮には施行されなかったため、日本国籍離脱権は認められなかったのである⁷⁷。

しかし併合の一報が伝わった当日にウラジオストクの朝鮮人が決意したのは、「日本領事館ノ支配ハ死ヲ以テ之ヲ拒マサルヘカラス」⁷⁸として「日本帝国臣民」を拒否することであった。当時の沿海州は間島の状況とは違い、日本が朝鮮人の管轄権を主張できる空間ではなく、「多数ノ朝鮮人等ハ其旅券ニ日本臣民ノ字句ヲ記載セサル様露官ニ嘆願セリト伝エラレ当館ニ旅券ノ下付ヲ願出シル者ハ併合前ト同様殆ニト絶無ノ姿」⁷⁹という状況であった。日本領事館に行き旅券の露訳を申請した者が殴打されることもあったと総督府から派遣されたウラジオストク領事館の鳥居通訳官は報告している⁸⁰。さらに同通訳官は「早晚日本ノ治下ニ立タサルヘカラサルヲ察知シ今日ニ於テ可成露国ニ帰化セントスルノ傾向アルハ日韓併合以来露領各地ニ於ケル朝鮮人ノ希臘正教入門、帰化ノ請願等ニ依リテ見ルモ明ラカナリ」と伝えている⁸¹。

帰化入籍請願運動は当時のゴンダッチ総督による朝鮮人に対する帰化奨励政策が絡み合った結果ではあるが、それ以上に日本の支配を認めないという政治的意図が働いていたといえよう⁸²。当時の帰化民には以前とは違い土地は与えられなかったのである⁸³。もちろん現実問題として、「亡国民」という不安定な状況から逃れるためにも、居住や職業における安定した社会的地位の確保は必要であっただろう。

それは国権回復を推進しようとする勢力にしても、エスニック・コミュニティを重視する定住勢力にしても共通する認識であった。朝鮮人社会は本国での出身地域による移住者の分派に加え、主に亡命者である「過激派」と、そして米国の国民会から派遣された「穏健派」が絡み合っていくつかの派閥を形成し、それぞれのグループの志向点が必ずしも一致していたとはいえない。そこで「国亡」という政治的変化が新たな状況を生み出すこととなった。朝鮮人社会の地歩を固めることの必要性は立場の違いはあれ熟知されていたはずである。だとするならば、朝鮮人社会の安定した生活基盤のうえ、長期的な戦術をもって民族運動を展開することが当面の課題であっただろう。

1911年6月に創立された勸業会はこうした時代的状況から生まれた朝鮮人組織である。公式的な発足は当局の認可を得て組織総会を開催した12月19日となっている。会の目的としては「人々において労働に対する愛着心と尊重心を高揚し、生活のなかで儉約を遵守することを教え、啓蒙精神を植付け、大ロシア帝国の臣民に対して固有の理解力と感情を醸成することにある」⁸⁴とされており、祖国の国権回復という意図は表にはあらわれていない。

しかし組織総会において議長に李相高、副議長に李鍾浩が選ばれ、特別役員として首席総裁には義兵運動の中心人物であった柳麟錫、そして総裁には朝鮮人社会の有力者である金学萬と崔才亨、そしてイルクーツクから放免された李範允が選出されたことから⁸⁵、派閥を超えた民族運動の共通認識のもとで勸業会が成り立っていたことがわかる⁸⁶。桂奉瑀の『俄領実記』

にも勸業会について、「その会名を勸業としたのは、倭寇との交渉上妨害を避けるためであり、実際の内容は光復事業の大機関になるものである」とされている⁸⁷。勸業会はこのように実力養成と独立精神涵養という命題を貫いたのであるが、それを勸業会の機関紙である『勸業新聞』をとおして見てみることにする。

『勸業新聞』は兪鎮律が発行許可を得て1911年6月5日から発行されていた『大洋報』を引き受け、勸業会の機関紙として発行された。『大東共報』の発行が禁止されてからも安昌浩・崔才亨らは新聞の再刊を試み、『大東共報』の発行人であった兪鎮律が軍務知事に4月26日『大洋報』という新たな新聞発行の請願書を提出することで⁸⁸、5月5日に許可証明書を受け取ることができた。

『大洋報』については原紙が発見されていないため詳細を知ることはできないが、日本領事館は、およそ9ヶ月ぶりに発行された朝鮮人社会の新聞発行の動きと内容を詳細に記録している⁸⁹。それによると、『大洋報』は「其ノ体裁ハ前ノ大東共報ト壺モ異ナラス全紙諺文ノ四頁ニシテ日本ノ施政ニ対シ毒筆ヲ弄シ排日思想鼓吹ノ文字ヲ連ネ」ていた。新聞社は新韓村に新築して、一部を図書館として使用し、財源は李鍾浩と崔才亨の両者が負担した。

『勸業新聞』の1周年記念号に掲載された〈勸業会年革〉によれば、『大洋報』は勸業会と組織統合した青年勸業会によって発行されていたものであった。そして新聞発行の資金として「在米国内ノ同胞ノ有志」から3,000ルーブルが寄付された。社長は崔才亨、主筆は申采浩が担い、兪鎮律は露文訳を担当した。6月18日から

発行された『大洋報』は毎号600部を印刷した⁹⁰。発行許可では週2回の発行とされたが、実際には毎週日曜日の週1回の発行となった。資金難により7月30日の第7号をもって一時休刊することもあったが、8月29日の「国恥記念日」には1,400部を印刷し無料で配布した。

ウラジオストク領事館は、9月18日の夜、『大洋報』の発行を阻止するために総督府から派遣された通訳官と内通する密偵嚴仁燮を使用して、新聞社所有の活字1万5千個を盗み出した。それは活字全体の3分の2に当り、新聞の発行はもはや不可能となった⁹¹。それによって『大洋報』は第9号を出して再び休刊になる。『勸業新聞』の1周年記念号（1913年12月19日）に掲載された〈勸業会年革〉には、『大洋報』が「何らかの事故」によって停刊になったとされているが、日本領事館による窃盗であることは思ってもいなかっただろう。実際に窃盗事件は、新聞編集の方向性をめぐって兪鎮律と李鍾浩が衝突する状況で断行され、そうした両派の軋轢によるものと考えられていた。さらに新聞再発行のために米国もしくは日本に活字を注文すると考えた領事館は、「本邦内地ニ於テ当地方鮮人ヨリノ注文ト認メラルヘキ朝鮮字活字ノ輸出ニ就テハ可能内密ノ方法ヲ以テ之ヲ差止ムル様御取計相候ハハ好都合ト存候」⁹²として、活字の取り寄せまで阻止しようとした。

『大洋報』の編集人は、『海朝新聞』でも編集人であったデューコフにまかされた。『皇城新聞』や『大韓毎日申報』などの論説記者として言論活動を展開し、歴史家としても名高い申采浩が新聞にかかわるのは自然な成り行きであった。『大洋報』の主筆であった申采浩は、勸業

会が発足するとその書籍部長と『勸業新聞』の主筆となる。韓国で抗日論筆を振る舞い、歴史学において民族主義史観の基礎を構築した申采浩が主筆を担当することで⁹³、『勸業新聞』はそのような歴史観を色濃くあらわすことになる。申采浩は1911年から1913年までのおよそ3年間沿海州で言論活動を展開し、その後は上海に渡り文筆活動と抗日活動を継続した⁹⁴。

申采浩は論説記者として『大韓毎日申報』に多くの論説を書き、「水軍第一偉人李舜臣伝」「読史新論」などの歴史物も連載した。また当時の愛国啓蒙団体の会報であった『大韓協会月報』『畿湖興学会月報』などにも論説を発表した。とくに、後に歴史教科書として発刊された『読史新論』は檀君時代から渤海時代までの朝鮮の歴史を体系化したものであり、中世史学・植民史学を克服し、近代民族主義史学を確立したとされる著作である⁹⁵。

こうした申采浩が主筆として活躍した『勸業新聞』は、「檀君」を打ち出すことで民族意識を鼓吹することになる。〈檀君大皇祖生誕節〉(1912年11月10日)、〈檀君紀元四二四六年一月一日にて〉(1913年1月5日)などの論説は申采浩の民族主義歴史学の表出である。1912年11月16日には勸業会主催で「檀君大皇祖生誕日慶祝礼式」が開かれた。勸業会では檀君の「御真影」も販売した。その他の論説においても「国粹主義」や国語・国文の愛用を唱えている⁹⁶。また以前の新聞とは異なり、『勸業新聞』がほとんど漢字を交えていないことも、ハンゲルのみで『李舜臣伝』を連載し、ハンゲル雑誌『家政雑誌』を編集するなど「諺文」を重視した申采浩の影響であろう。読者にもハンゲルで投稿

するよう求めた。高句麗の「広開土大王」の碑文を掲載(1912年10月30日)したことも歴史家としての申采浩の面目である。

申采浩の近代民族史学は歴史の主体を民に求めることで、近代的な国民国家意識をはらむものであった。独立後の祖国は王朝の復古ではなく新韓国であって、国の名が消えてもその国の人が消えなければ消えた名は回復できるとした。『大東共報』は米国の『共立新報』や『新韓民報』をとおして共和制の影響を受けたが、『勸業新聞』は申采浩を主筆にして独自のナショナリズム論を展開したのである。連載記事であった〈中国革命略史〉も辛亥革命の影響を受けたとみられる。

『勸業新聞』もこれまでの新聞と同様、論説・各国通信・本国通信・雑報・寄書・広告などで構成されていた。『勸業新聞』が創刊される当時は、朝鮮では新民会が絡んだ「愛国党事件」(105人事件)の公判の最中でもあって、その公判過程を詳細に報道した。各国通信ではバルカン半島情勢を含め世界の動きを伝えた。しかし申采浩が沿海州を発つてからは「排日的字句ノ量極メテ少ナ」くなり、論説においても抗日思想や民族意識の積極的主張よりむしろ生活改善、実業、共同体意識、子女教育、悪習の打破などの啓蒙的論調が次第に増えていく。

『勸業新聞』は勸業会という組織の機関紙であったことで、以前の新聞とは決定的に区別される。当然のごとく、会における公示事項や関連事業の案内、各支部の動静など組織関連の情報に紙面が割り当てられている。そこで目を引くのが、勸業会の重要事業であったロシア国籍への入籍請願関連問題と、イマン(現ダレネチ

ンスク)における農業移住政策に関連する記事である。

1910年の沿海州における朝鮮人の人口は、帰化人が14,799人、非帰化人が36,655人とされていたが、実際には把握されていない数を合わせるとそれを遥かに上回ると推定される⁹⁷。

ゴンダッチ総督の赴任以来、「帰化ヲ請願スル朝鮮人ニ対シテハ規定ニ拘ラス之ヲ特許スル」との噂により朝鮮人の入籍請願者が急増する。また帰化者および帰化請願書を提出した者だけが「官業労働」に従事できるということもそれを促した。その数は1912年の5月まで沿海州とアムール州の両方で1万8千人に上ったとされる⁹⁸。

このような朝鮮人に対する帰化奨励政策も勸業会をとおして行われた。『勸業新聞』は1912年12月1日付から帰化勧告の広告を出し、12月22日付には勸業会が当局からの委託を受けたとしたうえ、その手続きにおける注意事項を掲載している。そして1913年3月から入籍許可者の名簿を掲載し、その数は1,300人以上に上った。入籍が認められたものは警察署に出頭し署長の立会いのもとで、皇帝に忠実な者となり法令に従うという宣誓を行わなければならなかった。入籍許可者の掲載はそれを促すためであった。

また、勸業会はイマンの「ラヴリュ」地域に沿アムール総督管区との交渉で広大な未開墾地の下付を受け、大々的な土地開墾計画を打ち出した⁹⁹。移住を手助けし「株式団」を募っての大型移住プロジェクトであったが、初年度であった1913年には準備不足に加え、水害にも見舞われることで、結局は移住民の救恤のため義捐金を募集する状況に陥ってしまった¹⁰⁰。

旧開拓里には朝鮮人組織として居留民会があり、新韓村に移ることで新韓村民会と改称した。新韓村の朝鮮人は民会に毎月戸別課金、夜警費、清潔費、学校費、衛生費などを納めていた¹⁰¹。しかしそれはあくまでも新韓村に限られた朝鮮人社会内部の自治組織であって、当局は行政的な指導と監督を沿海州の朝鮮人社会を網羅する公認組織である勸業会をとおして行おうとした。勸業会が公式に認可される前は民会でも帰化請願を受け付けていたが、結局それも次第に勸業会の主力事業になっていく。

このように勸業会の事業が拡大して漸次民会の領域に手を伸ばしていくと、両者の間に対抗意識が芽生えてくる。民会は管理下の韓民学校で開かれた勸業会の演説会に対しても不快感を示した。演説会が実業だけでなく国権回復を唱えることは集会法に抵触するというのがその理由であった¹⁰²。しかし民会会長の金秉学は地域住民からの信頼を失い、さらに憲兵隊長や軍務知事に呼び出され認可団体である勸業会に反対の態度を執ることについて叱責されたように¹⁰³、民会の立場は苦境に立たされる。総督をはじめ軍務知事や警察署長という有力の官憲が勸業会の名誉会員になっていたのである。

そして民会の存立基盤を揺るがす決定的なきっかけとなったのが、渡航来者と帰国者にそれぞれ清潔費と学校経費を徴収する規則問題であった。勸業会は民会にこの規則の廃止を要求し、民会内部でもそれに対する議論が行われた¹⁰⁴。結局このような「出入港税」は廃止されることになるが、まだ民会の重点事業ともいえる清潔事業の問題が残っていた。清潔事業の勸業会への移譲は民会を「自滅」に導くものであった。

ところが民会は財政困難のため事務員を減らし清掃人の給料も払えず、清潔法違反で数名の罰金者を出すという内患に加え¹⁰⁵、外部の圧力もあり結局1914年3月15日に勸業会館で行われた総会では、勸業会に衛生部を置き従来の清潔事業を取り扱うことを決定する¹⁰⁶。当日の午後には勸業会の総会が開かれ、そこで民会は勸業会に統合を申し入れ両組織は統合することになる¹⁰⁷。

ロシア当局の勸業会に示した信頼の余波は、ただ朝鮮人社会の内部だけに及んだのではない。ゴンダッチ総督が自らすすんで勸業会の名誉会員になることで驚いたのはむしろ日本であった¹⁰⁸。併合直後の朝鮮人に対するロシアの積極的な対応には肯定的に評価したものの、ゴンダッチ総督が赴任して以来、「朝鮮人ニ対スル露国官憲ノ取締振ハ兎ニ角緩慢ニ流ル」として日本は困惑していた。その根拠は『大洋報』の許可、『新韓民報』輸入の放置、排日団体の容認、李範允の放免などであった。

こうした状況から、内田外務大臣は大島総領事に向けて、上記のような事実を指摘して沿アムール州総督に注意を喚起するよう訓令を發した¹⁰⁹。こうした状況は、日露間で多年間に交渉の末に締結した「日露犯罪人引渡条約」と、国際法にそぐわない政治犯の引渡しを想定した「秘密宣言書」(1911年6月1日)が機能しないことを意味し¹¹⁰、沿海州における朝鮮人の独立運動および民族運動の制御に大きな支障を来たすものだったのである。事態を重くみた寺内朝鮮総督も、「政治上ノ意味ヲ有スル犯罪ト解釈シ得ヘキ浦塩排日鮮人ニ退去又ハ引渡方ヲ請求スルコトハ穩当ニアラストノ御意見ノ由ナルモ

如斯解釈スルトキハ該秘密宣言書ハ全然無意味ノ空文ニ属スヘシ」(傍点原文)と指摘し、政府レベルで交渉を行うよう内田外務大臣に訓令した¹¹¹。

もちろんロシアが日本による「排日鮮人」の取り締まりの要請に全くそっぽをむいたわけではない。1912年7月桂太郎前首相のペテルブルク訪問の際、「暗殺計画」の嫌疑でウラジオストクとチタでは朝鮮人の指導者が逮捕され、ハルビンでも88人が逮捕される事件が発生し、そのうち18人が日本総領事をとおして朝鮮総督府に引き渡された¹¹²。ただ、それ以後は寺内総督の苛立ちが示すように、第1次世界大戦が勃発し日本とロシアの関係が緊密になって、結局勸業会が解散されるまで、ロシア当局は「排日鮮人」の引渡しや国外追放という措置をとらなかった。

ここで重要なことは、その過程で日本はロシア国籍の朝鮮人と日本臣民たる朝鮮人を明確に区別するしかなく、ロシア国籍に入籍した朝鮮人がロシアの保護下にあることを認めざるを得なかったことである。それは日本がこれまで否定してきた朝鮮人の国籍離脱権を、沿海州という空間で「公式化」することであった。他方でロシア側からすると、初期移住の朝鮮人は辺境の開拓と防衛のため戦略的に利用されてきたが、次第にそれに加え、日本に対する牽制という政治的取引のなかで扱われるようになったのである。

『勸業新聞』は『大洋報』時代に活字を失うことで活版ではなく謄写版で発行されたが、創刊以来第1次世界大戦が勃発して発行停止になるまで休刊することなく発行を続けた。また勸業会の機関紙という立場ではあったものの、各

地から多くの義捐金が集められ、それが新聞の支えとなった。読者数は初年度の1912年には700～800人で、翌年の1913年には1,400～1,500人に上った¹¹³。しかし発行部数はそれより多く、鳥居通訳官の調査によれば1912年5月12日の第2号の印刷数は1,500部で、第1号の地方への発送は明瞭なる分だけでもノヴォキノエフスク80部、ポシエツト30部、ニコリスク50部、秋豊100部、ハバロフスク100部、パルチザンスク200部、そして中国の琿春が50部、間島が50部であった。「朝鮮内地及米国」への発送は不明としている¹¹⁴。1914年は2,000部を越えている¹¹⁵。

いくつかの朝鮮人学校が統合した「韓民学校」は新韓村に移転してから間島からも学生を募集し¹¹⁶、また間島の学校も『勸業新聞』に広告を出し学生を募った¹¹⁷。間島は学費が安く、学制や設備が整備されていて間島で学ぶ学生が多かった¹¹⁸。延吉など間島地方だけでなく朝鮮半島やハワイからも家族や知人を探す広告が掲載された。そして『勸業新聞』が募った李甲の治療費は中国からも送られ¹¹⁹、メキシコからも新聞義捐金を送られてきた¹²⁰。

『勸業新聞』は李承晩がハワイで発行した

『太平洋雑誌』と論戦を交わした¹²¹。『勸業新聞』(1914年1月25日)が『太平洋雑誌』の第4号を「奇怪言論」として批判したのに対し、『太平洋雑誌』第8号は、『勸業新聞』が排日思想と愛国心を区別せず、敵国とはいえ呼称において国際慣例を無視するような新聞であり、その思想が500年前に止まっているとして論駁した。それについて『勸業新聞』(1914年5月24日)は再び反論し、天皇の呼称をめぐる問題などについて論争を繰り広げた。

1914年は日露戦争の開戦10周年として、日本とロシアが再戦するという期待感が朝鮮人社会に漂っていた。しかし状況は正反対でむしろ日本とロシアは友好関係になり、日本との関係を重視するロシアは朝鮮人に対する取り締まりを強化する。まず朝鮮人社会が移住50周年を記念して企画していた「露領移住五十周年記念祭」が延期となる¹²²。勸業新聞は戦争義捐金を募金するなど「忠誠心」をあらわすが、結局勸業会は解散させられ、『勸業新聞』とチタで発行されていた『大韓人正教報』は停刊になる。

勸業会の解散はソウルにも伝えられ、「失望落胆ノ情著シキモノ」が漂ったという¹²³。

7. おわりにー在外韓人新聞のコリアン・ネットワーク

極東ロシアの朝鮮人社会における新聞は、本国や米州の朝鮮語新聞と緊密な関係のなかで流通し購読される越境的メディアであった。それは当該地域のコミュニティに限定されたエスニック新聞にとどまらず、グローバルなコリアンのネットワークとして一つのメディア空間を形成

した。そうしたメディア空間をとおして、各地のコリアンは情報を交換し、ナショナルな思想を伝播し、民族運動を展開した。

このように在外韓人新聞は、グローバル・メディアの時代を待つことなく、エスニック社会がおかれた社会・政治的状况のなかで、エスニック

ク新聞というメディアがいかに本国や他の朝鮮人コミュニティに影響を与え越境性を持っていたのかを示してくれる。新聞という「オールド」なメディアであっても、それは当時の最新のテクノロジーを駆使してエスニック新聞の流通網を構築したのである。

これらの新聞はそれぞれの持ち味を生かす形で「役割分担」も行っていった。米州の『共立新報』『新韓民報』は、米国の政治体制のもとで君主制を批判し共和制を唱え、沿海州の『大東共報』にも影響を与えた。またメキシコに移住した朝鮮人の動向を伝えることで、朝鮮人社会の橋渡し役を果たした。逆に『大東共報』『勸業新聞』は本国あるいは間島の状況をしばしばとりあげた。たとえば『大東共報』は安重根や、李完用を襲撃した李在明の公判過程を詳細に報じた。共立協会から派遣された李在明の公判が、とくに米州では重大な関心事であったことは予想に難くない。『勸業新聞』は、すでに朝鮮ではほとんどの民族紙が買収あるいは廃刊される「親日紙独占期」のなかで、「寺内総督暗殺未遂事件」の公判過程を詳細に報じた。

しかしながら、各地のコリアンをむすぶネットワークとして在外韓人新聞が、ただナショナ

リズムを共有することだけで互いに流通されたわけではない。大東共報社で販売された『新韓民報』や『新韓国報』の購読勧誘のセールスポイントは、米国、ハワイ、メキシコにいる同胞の詳細よりもむしろ「世界で第一文明の米国の景色と風俗」であって、それは「文明国」の新聞としての意味がより大きかったのである。在外韓人新聞のネットワークは「文明」への通路でもあったのである。

在外コリアンの研究は、植民地期における帝国主義への闘争を中心とした独立運動研究にしても、また今日における中国東北部の朝鮮族、沿海州や中央アジアの高麗人、在日韓国・朝鮮人、そして在米コリアン社会の研究にしても、それぞれの社会が孤立・分散した形で扱われてきた。しかし海外移住朝鮮人は、植民地化の過程で多くが周辺大国に移住し居住範囲が朝鮮半島を越えるなか、互いのコミュニティを活発に行き来することでネットワークを形成した。沿海州の朝鮮人コミュニティの変容過程が反映されるメディアの分析をとおして、20世紀初頭の在外朝鮮人のエスニック新聞が構築した本国と各地のコリアン社会をむすぶネットワークが見えてくる。

註

- 1 「沿海州とは、1960年の北京条約によって、ロシア帝国の領土となったウスリー川以東日本海までの地域を指す。当初の行政区分では、ハバロフスクからアムール川下流域までと、後のサハリン州およびカムチャッカ州の全域を含んでいた。後に、1909年にこの両州が沿海州から分離される。」ロシア科学アカデミー極東支部 歴史・考古・民族学研究所編（村上昌敬訳）『ロシア沿海地方の歴史』明石書店、2003年、167頁。ただし、本稿でいう「沿海州」は、現在の沿海地方のことを指す。
- 2 本稿で考察する『海朝新聞』『大東共報』『勸業新聞』に関する研究としては、朴炬『ロシア韓人民族運動史』探求堂、1996年がある。ロシア地域の朝鮮人の独立運動史を専門とする朴は、主に民族運動・独立運動という視点からこれらの新聞を分析している。本稿は、こうした先行研究を踏まえながら、朴の研究で扱われていない日本の官憲記録や外交史料を活用するとともに、在外韓人新聞の越境的な展開からアプローチし、当時のコリアンのメディア・

- ネットワークについて考察する。
- 3 ユ・ヒョジョン「利用と排除の構図——九世紀末、極東ロシアにおける「黄色人種問題」の展開」原田勝正編『「国民」形成における統合と隔離』日本経済評論社、2002年、203頁。
 - 4 和田春樹「ロシア領極東の朝鮮人 1863-1937」『社会科学研究』40(6)、1989年、229頁。
 - 5 原暉之『ウラジオストク物語—ロシアとアジアが交わる街』三省堂、1998年、112頁。
 - 6 プーチンロシア大統領は2000年の九州・沖縄サミットに先立って立ち寄った極東ロシアのブラコベシチェンスクで、ロシアの極東地域が数十年の内に中国語、韓国語、日本語で占められ、東方国家によって喪失する恐れがあると危機感を募らせた。『朝日新聞』2000年7月22日。
 - 7 朝鮮人の国籍付与の権限は、修好条約直後に中央から沿アムール総督に与えられ、基本原則が作られた。その内容は、移住者を三つのカテゴリーに分け、第一のカテゴリーは1884年までに移住しロシア国籍への編入を希望する者で、彼らには居住権および国籍と土地の分与が行われる。第二のカテゴリーは、84年以降に移住して定住している者および、ロシア国籍への編入を希望しないそれ以前の移住者であり、二年間の猶予期間が与えられ期間満了までに帰国させられる。第三のカテゴリーは、朝鮮政府発行の旅券を所持する一時滞在者で、居住規則の適用を受けて在留できるが、国有地での入植や耕作は禁じられる、というものであった。国籍を付与する作業は、92年にまず移住者ひとりひとりを三つのカテゴリーに振り分け、名簿を作る作業から始められた。前掲「利用と排除の構図——九世紀末、極東ロシアにおける「黄色人種問題」の展開」、234-235頁。
 - 8 玄圭煥『韓国流民史(上巻)』語文学、1967年、788-789頁。
 - 9 ウェ・グラウウェ（南満州鉄道株式会社庶務部調査課訳）『極東露領に於ける黄色人種問題』大阪毎日新聞社・東京日日新聞社、1929年、120-121頁。
 - 10 イゴリ・サヴェリエフ『移民と国家—極東ロシアにおける中国人、朝鮮人、日本人移民』御茶の水書房、2005年、153頁。沿アムール総督管区は、1882年1月に陸軍省の会議でアムール州と沿海州を東シベリア総督管区から分離させ、沿アムール地方を新しい行政単位とすることが提案され、1884年に新しい行政区分が導入されることで成立した。
 - 11 アナトーリー・クージン（岡奈津子、田中水絵訳）『沿海州・サハリン近い昔の話』凱風社、1998年、43頁。
 - 12 1896年、朝鮮国王がロシア公使館に移ると（露館播遷）、親露派内閣が組織され、朝鮮におけるロシアの影響力が増す。そこで日本は朝鮮における地位を確保しようとして、日露間の交渉が始まる。1896年5月、日露代表は、朝鮮国王の王宮還御、電信線保護のための日本憲兵の駐屯、京城および開港場での両国軍の駐留に関する覚書を交換し（小村・ウェーバー覚書）、同年6月にモスクワで両国全権は、朝鮮に対する財政救済、軍隊および警察の独立、電信線の架設などについて協定する（山縣・ロバノフ協定）。さらに1898年には朝鮮内政に関して直接に干渉しないこと、軍事・財政顧問の任命については相互協議を行うこと、ロシアは日本の商工業上の優位性を認めることについて協約した（西・ローゼン協定）。韓国史料研究所編『朝鮮統治史料 第3巻』1970年参照。さらに、1900年の義和団事件をきっかけにロシアが満州に侵出すると、日露は韓国と満州における勢力圏をめぐる交渉を始めるが、そこでは朝鮮半島における勢力範囲の画定が焦点であった。
 - 13 小林英夫「植民地経営の特質」『近代日本と植民地3』岩波書店、1993年、4頁。
 - 14 日本は次のように在外朝鮮人の帰化を否認する立場を取った。「帰化ニ関シテハ従来咸鏡南北道ヨリ露領ニ出稼キスル労働者ハ毎年一萬人ヲ下ラス…韓国ニ於テハ最初ヨリ帰化ヲ認ムル制度ナク韓国臣民ニシテ任意ニ他国籍ヲ取得スルモ政府ニ於テ特ニ之ヲ認ムルニアラサレハ他国籍ノ取得ニ依リ直ニ韓国籍ヲ喪失シタリト為スヲ得ス明治三十九年以来露国及佛国ニ帰化シタリト称ス韓国人ニ関シ多少ノ交渉ヲ惹起シタルモ右ノ見解ニ依リテ帰化ヲ否認シ越テ四十一年五月ニ至リ韓国政府ヲシテ右ノ趣ヲ関係各官憲ニ訓令セシメタリ」。朝鮮総督府編『朝鮮ノ保護及併合』1918年、233頁。
 - 15 本稿でとりあげる新聞資料は、『海朝新聞』（翰林大学校アジア文化研究所、1995年）、『大東共報』（国家報勲処、1993年）、『勤業新聞』（翰林大学校アジア文化研究所、1995年）、『共立新報』（景仁文化社、1991年）、『新韓民報』（亜細亜文化社、1981年）など、韓国で製作された影印本の資料を利用した。
 - 16 日韓議定書（1904年2月23日）の条項に関しては、鹿島守之助『日本外交史 7巻』鹿島研究所出版会、1970年、231

－232頁を参照。

- 17 「訓令」明治三十七年七月二十日、韓国駐劄軍司令官より韓国駐劄憲兵隊長あておよび同京城舎管司令官あて、金正明編『朝鮮駐劄軍歴史』巖南堂、1986年、211－213頁。
- 18 統監官房『韓国施政年報』1908年、149頁。
- 19 金珉煥『韓国言論史』社会批評社、1996年、193頁。
- 20 統監府『第二次韓国施政年報 明治四十一年』1909年、61頁。
- 21 同上、62頁。
- 22 金圭煥『日帝の対韓言論・宣伝政策』二友出版社、1978年、120頁。
- 23 『海朝新聞』の題号は、日本の官憲記録では「海潮新聞」「海塩新聞」と記されている場合もあるが、これらは「海朝新聞」に改める。
- 24 前掲書『極東露領に於ける黄色人種問題』、114頁。
- 25 国史編纂委員会編『統監府文書 5』1999年の「在露韓人発行新聞紙並排日行動」篇を参照。
- 26 前掲書『ロシア韓人民族運動史』、33頁。
- 27 1917年にウラジオストクで発行された朝鮮語新聞『韓人新報』の「露領韓人」の50年の歩みを記録した連載記事「江東五十年」（1917年9月24日）および同年9月17日付の崔鳳俊の死亡記事。
- 28 高尾新右衛門編『元山発展史』1916年、526頁。
- 29 1888年に朝鮮を旅行したウェーバリーは、「過去数年間、われわれが購入した牛の年間総頭数は次第に増加をみせて、現在は一万頭に達するが、その内の五千頭から六千頭は元山からの海路で運ばれてくる」としていることから、すでに当時は海路による生牛の搬出が行なわれていたことがわかる。ゲ・デ・チャガイ編（井上紘一訳）『朝鮮旅行記』平凡社、1992年、145頁。
- 30 「海朝新聞発行及普及ニ関スル件」明治四十一年五月七日、城津理事長より統監府総務長官あて、前掲『統監府文書 5』、70頁。
- 31 同上。
- 32 「通信管理局ニ於テ外国新聞一時留置ノ件」明治四十一年五月九日、（総務）長官より通信管理局長あて、国史編纂委員会編『統監府文書 8』1999年、240－241頁。
- 33 大阪商船三井船舶株式会社編『大阪商船株式会社80年史』大阪商船三井船舶、1966年。
- 34 国史編纂委員会編『韓国独立運動史 1』1965年、984頁。
- 35 前掲書『ロシア韓人民族運動史』、37頁。
- 36 前掲書『ウラジオストク物語－ロシアとアジアが交わる街』、222－224頁。
- 37 朝鮮総督府警務局「朝鮮治安状況」1922年、朝鮮史料研究所『朝鮮統治史料 第7巻』、1971年所収。
- 38 「韓国外部顧問ステーブンス氏殺害事件ニ付韓字新聞ノ論調ニ関スル件」明治四十一年三月三日、外務大臣より統監あて、前掲『統監府文書 5』、68頁。
- 39 前掲書『極東露領に於ける黄色人種問題』、125頁。
- 40 『海朝新聞』1908年5月3日・5日、共立新報支社移転の広告。
- 41 「外国新聞発行其他ノ件」隆熙二年二月二十日、警視総監より副統監あて、前掲『統監府文書 5』、60－61頁。
- 42 「海朝新聞社員ノ申付」隆熙二年七月九日、警視総監より外務部長あて、同上、75－76頁。
- 43 「海朝新聞社員取締ノ件」隆熙二年七月八日、警視総監より外務部長あて、同上、75頁。
- 44 統監府外務部『露領極東ニ於ケル韓国人の狀態』1907年、32頁。
- 45 「海朝新聞廃刊ニ関スル元山警察署長報告」明治四十一年五月五日、内部警務局長より統監あて、『統監府文書 5』、73頁。
- 46 『海朝新聞』の発刊前に『晨鐘』という雑誌が車錫甫らによって発刊されたという記録がある。「江東五十年」『韓人新報』1917年9月24日。
- 47 『海朝新聞』1908年5月26日。
- 48 大東共報社の俞鎮律は7月17日に新聞の題号を『大東共報』から『大東新報』への変更を申請している。国史編纂

- 委員会編『韓国独立運動史資料 34』1997年、94頁。そして8月18日付から『大東新報』へと変更されたが、紙齢は『大東共報』を受け継いでいる。
- 49 『大東共報』1909年6月27日付の〈広告〉参照。朝鮮総督府の記録によれば、大東新聞社は1万ルーブルの株式を募集して、1株の額面は50ルーブルであった。1909年に1株を十分割して一般人から株主を募集した。前掲『朝鮮ノ保護及併合』、293頁。
- 50 1920年4月にニコリスク（尼市）で逮捕された崔才亨に対する取調べでは、「元露国海軍少尉、警務官附囑通訳官、元尼市々長ノ経歴を有シ露国ノ勲章記章等ヲ有ス曾テ国民会長及同会総裁タリシコトアリ」とされ、日本は「最モ有力ナル排日首謀者」とみなしていた。「尼市排日鮮人検挙ニ関スル件」大正九年四月二十日、浦塩派遣軍政務部囑託事務官より朝鮮総督あて、朝鮮総督附『大正九年 在外鮮人関係綴』1920年、韓国史料研究所編『朝鮮統治史料 第10巻』1970年、126頁。
- 51 『共立新報』1907年12月20日。
- 52 朴烜「鄭在寛：米州の共立協会総会長からロシアの革命家へ」韓国民族運動史学会編『米州地域の韓人社会と民族運動』国学資料院、2004年、172頁。
- 53 趙景達「民衆運動と「国民」創出・ナショナリズム」『歴史学研究』677号、1995年、101頁。
- 54 『共立新報』1908年11月18日。
- 55 『大東共報』1910年5月15日付は、『新韓民報』第178号に掲載されたロンドンの留学生李恒愚の投稿文に対する論駁の投稿文を掲載している。
- 56 『新韓民報』1909年2月17日。
- 57 潘炳律「露領沿海州韓人社会と韓人民族運動（1905-1911）」韓国近現代史研究会『韓国近現代史研究』7号、ハヌル、1997年、89-90頁。潘炳律はこれらの事件が地域的な対立だけでなく、君主制と共和制という政治的理念の違いによるものだとしている。沿海州における朝鮮人社会の派閥対立についてはこの論文が詳しい。また劉孝鐘「極東ロシアにおける朝鮮民族運動-「韓国併合」から第一次世界大戦の勃発まで-」『朝鮮史研究会論集』22号、1985年が参考になる。
- 58 『大東共報』論説〈未開党派論の可懼〉（1909年4月22日）、〈本報の再刊を祝賀する〉（1910年4月24日）、寄書〈祝合心同力〉（1910年7月10日）など。
- 59 『大韓毎日申報』1910年3月9日〈海蔘威居留韓人同胞の党派紛争に對して〉。
- 60 「韓人近況報告ノ件」明治四十三年八月十八日、ウラジオストク総領事より外務大臣あて、国史編纂委員会編『韓国独立運動史資料36』、2000年。この資料は外務省所蔵「不逞団関係雑件-朝鮮人ノ部-在西北利亞(1910-1926)」(16冊13,000頁)をCD-ROMに原文収録したものである。
- 61 『大東共報』1910年4月28日。
- 62 『大東共報』1910年5月15日。
- 63 『大東共報』1909年5月15日。
- 64 『大東共報』1909年8月5日。
- 65 国史編纂委員会『韓国独立運動史 1』1965年、919-920頁。
- 66 『大東共報』1909年7月4日、論説〈連合運動会に対する観念〉。
- 67 朝鮮総督府『第三次施政年報 明治四十二年』1911年、69頁。
- 68 前掲『朝鮮ノ保護及併合』、359頁。
- 69 「ウラジオストク警察局長殿」1910年8月25日、州司令部よりウラジオストク警察部長あて、前掲『韓国独立運動史資料 34』、98-99頁。
- 70 前掲「極東ロシアにおける朝鮮民族運動-「韓国併合」から第一次世界大戦の勃発まで-」、142頁。
- 71 新民会については姜在彦『朝鮮の開化思想』岩波書店、1980年の第6章「新民会の活動と百五人事件-李朝末期の国権回復運動と開化思想-」を参照。
- 72 前掲書『ウラジオストク物語-ロシアとアジアが交わる街』、267頁。
- 73 前掲書『極東露領に於ける黄色人種問題』、116頁。

- 74 1911年ベストが猖獗すると沿海州軍務知事は沿アムール総督の命を受け、ウラジオストクの中心部にあった開拓里の韓人は4月15日まで新たに選定された地区へ移転することが命じられる。韓人の請願によってその期限は5月28日まで猶予された。それによって新たにできた韓人の居留地が新韓村である。朝鮮駐劄憲兵隊司令部『明治四十五年六月調露領沿海州移住鮮人の状態』54-55頁。
- 75 「五月二十三日以降浦潮斯德地方朝鮮人動情ノ件」明治四十四年六月六日、在浦潮通訳官発、前掲『韓国独立運動史資料 36』。
- 76 『勸業新聞』1913年7月6日。
- 77 水野直樹「国籍をめぐる東アジア関係—植民地期朝鮮人国籍問題の位相—」古屋哲夫・山室信一編『近代日本における東アジア問題』古川弘文館、2000年、212頁。
- 78 前掲『朝鮮ノ保護及併合』、358-69頁。
- 79 「朝鮮人近況報告ノ件」明治四十三年八月二十九日、ウラジオストク総領事より外務大臣あて、前掲『韓国独立運動史資料 36』。
- 80 朝鮮総督府は駐ウラジオストク日本領事館に二人の要員を派遣していた。主に朝鮮人社会内部の動向を調査して総督府に報告していた鳥居通訳官は、独立運動勢力からは沿海州に居住する朝鮮人の政治犯の送還問題を協議するためにウラジオストクに派遣されたとみられ、暗殺指示が出されていた。「日本人通訳官暗殺指示書」1910年（月日未詳）、高麗文化学術財団『ロシア国立極東歴史文書保管所 韓人関連資料解題集』2004年、117頁。ウラジオストク領事館で沿海州における朝鮮人の動向を調査して総督府に報告していた鳥居忠恕通訳官は、そうした経歴を生かした後満洲およびシベリアにおける朝鮮人の状態を実地調査して「西伯利及満洲出張復命書」を朝鮮総督に提出している。前掲『朝鮮統治史料 第十巻』。
- 81 「十二月一六日以降浦潮斯德地方朝鮮人ノ動情」明治四十三年十二月二十三日、在浦潮通訳官発、前掲『韓国独立運動史資料 36』。
- 82 日本側も当時の韓人の帰化について「露国の強盛なりし時代に在りては露国に帰化して其の臣民たるを欲したる者多く殊に朝鮮併合の際此の地方に在りて未だ帰化せざる者七千余人は日本臣民たるを快とせず連署して露国に帰化を出願したる等の事実あり」としている。「浦潮方面における排日鮮人に関する件通牒」大正八年九月十九日、浦塩派遣軍参謀長より陸軍次官あて、金正明編『朝鮮独立運動Ⅲ』原書房、1967年、444頁。
- 83 十月革命10周年記念準備委員会『十月革命とソビエト高麗民族』1927年、78-79頁、鄭東柱『カレイスキ、もう一つの民族史』ウリ文学社、1993年所収。
- 84 「勸業会規約」、前掲『韓国独立運動史資料 34』、76頁。
- 85 『勸業新聞』1912年12月19日、〈勸業会の沿革〉。
- 86 劉孝鐘は、勸業会が「義兵派」と帰化朝鮮人指導者などによって設立され、ロシア当局の積極的な支援を受けることになった背景として、国民会勢力の排除という両者の共通した利害があったと指摘している。前掲「極東ロシアにおける朝鮮民族運動—「韓国併合」から第一次世界大戦の勃発まで—」、153頁。
- 87 『独立新聞』（上海）1920年3月30日、〈俄領実記9〉。
- 88 「沿海州軍総督閣下殿」、前掲『韓国独立運動史資料34』、100-101頁。ニコライ・ペトロビッチ・ユガイ（兪鎮律）の請願書には「『大洋報』が進歩的な経済的傾向と道徳性啓蒙の唯一の道具になり、同時にスパイ行為に依拠した日本の極東政策を暴露し西欧文明世界の視点に対する強力な武器になるアジア唯一の親露的新闻になる」とされている。
- 89 前掲『明治四十五年六月調露領沿海州移住鮮人の状態』、88-91頁。
- 90 「朝鮮人状況報告」明治四十四年八月十九日、浦潮総領事より外務大臣あて、前掲『韓国独立運動史資料 36』。
- 91 「排日新聞「大洋報」活字窃取ノ件」明治四十四年九月二十二日、浦潮総領事より外務大臣あて、『不逞団関係雑件—朝鮮人ノ部—新聞雑誌』。(国史編纂委員会編『韓国独立運動史資料 37』2001年所収)
- 92 同上。
- 93 申采浩の民族主義については、安乘直（宮嶋博史訳）『日本帝国主義と朝鮮民衆』お茶の水書房、1986年の第8章「申采浩の民族運動」および第9章「申采浩の民族史象」を参照。

- 94 呉世昌「申采浩の海外言論活動－1910年代露領を中心に」丹齋申采浩先生記念事業会編『申采浩の思想と民族独立運動』1986年。
- 95 愼鏞廈『韓国近代先駆者と民族運動』集文堂、1994年。
- 96 〈国粹主義と海外同胞〉（1912年6月13日）、〈外国語を学ぶ者に告ぐ〉（1912年10月27日）、〈人は皆国文を知るべし〉（1913年6月15日）。
- 97 李尚根『韓人露領移住史研究』探求堂、1996年、54頁。
- 98 「当地方朝鮮人動情報告」明治四十五年五月六日、浦潮総領事代理より外務大臣あて、前掲『韓国独立運動史資料 36』。
- 99 『勸業新聞』1912年12月8日。
- 100 『勸業新聞』1913年12月14日。
- 101 前掲『明治四十五年六月調露領沿海州移住鮮人の状態』、107頁。
- 102 「二月中旬浦潮斯徳地方朝鮮人動情」明治四十五年二月二十八日、在浦潮通訳官発、前掲『韓国独立運動史資料 36』。
- 103 「当地方朝鮮人動情報告」明治四十五年五月六日、浦潮総領事代理より外務大臣あて、前掲『韓国独立運動史資料 36』。
- 104 『勸業新聞』1913年8月31日。
- 105 「十月以降当地方朝鮮人ノ状態報告」明治四十四年十一月十三日、浦潮総領事より外務大臣あて、前掲『韓国独立運動史資料 36』。
- 106 「三月四日浦潮発情報」大正三年四月一日、浦潮発、前掲『韓国独立運動史資料 36』。
- 107 『勸業新聞』1914年3月22日。
- 108 警保局保安課「大正五年六月三十日調朝鮮人概況」韓国史料研究所編『朝鮮統治史料 第7巻』、1970年、618頁。
このようなロシア側の朝鮮人社会に対する抱擁政策には、確かにゴンダッチ自らの調査にもとづいた朝鮮人に対する理解が反映されていたことはいうまでもない。だが、劉孝鐘が指摘するように「徹底的に計算された利己的「ロシア化主義」はともかく、当時米国の韓人社会が主導し、アメリカ系統の長老派を伝道しながら間島やザバイカル州にまで幅広く影響力を及ぼしていた国民会へ対抗戦略としての背景があったことも有意すべきであろう。前掲「極東ロシアにおける朝鮮民族運動－「韓国併合」から第一次世界大戦の勃発まで－」、151－153頁。
- 109 「在露領排日朝鮮人取締方法＝関シ露国官憲ニ交渉ノ件」明治四十五年一月二十四日、外務大臣より浦潮総領事あて、前掲『韓国独立運動史資料 36』。
- 110 「犯罪人引渡条約」及び「秘密宣言書」については和田春樹「日露犯罪人引渡条約附属秘密宣言書」『社会科学研究』27(4)、東京大学社会科学研究所、1976年を参照。
- 111 「浦塩地方ニ於ケル排日鮮人首領処分ニ付露国政府へ交渉ニ関スル件」大正元年八月二十日、朝鮮総督より外務大臣あて、前掲『韓国独立運動史資料 36』。
- 112 前掲「露領沿海州韓人社会と韓人民族運動」、109頁。
- 113 『勸業新聞』1914年5月5日。
- 114 「最近浦潮斯徳地方在留朝鮮人ノ状態」明治四十五年五月二十二日、在浦潮通訳官発、前掲『韓国独立運動史資料 36』。
- 115 「管内朝鮮人状況調査書進達ノ件」（別冊「管内極東ニ於ケル朝鮮人」）大正三年四月二十八日、浦潮総領事代理より外務大臣あて、前掲『韓国独立運動史資料 36』。
- 116 「7月11日以後浦塩地方朝鮮人動情」明治四十四年七月二十五日、在浦潮通訳官発、前掲『韓国独立運動史資料 36』。
- 117 『勸業新聞』1914年4月12日。
- 118 『勸業新聞』1913年10月19日。
- 119 『勸業新聞』1914年3月22日。
- 120 『勸業新聞』1912年10月6日。

- 121 『太平洋雑誌』(The Korea Pacific Magazine)は1913年6月20日ハワイのホノルルで創刊された雑誌。キム・ウォンヨン『在美韓人五十年史』1959年、262-263頁。
- 122 『勤業新聞』ではこの記念式の見送りが戦争勃発による極東総督の訓令であるとしているが(1914年8月16日)、移住50周年記念祭は7月10日に記念式の無期延期を決定している。記録ではそれは寄付金募集におけるロシア官憲の干渉が甚だしく、朝鮮人の自由行動を制限するため、あるいは募金した費用を義兵に充てるといった通報があったためだとされている。「鮮人露領移住五十年記念祭ノ件」大正三年七月二十一日、前掲『韓国独立運動史資料36』。
- 123 「京城民情彙報」大正三年九月二十一日、同上。
- 121 『太平洋雑誌』(The Korea Pacific Magazine)は1913年6月20日ハワイのホノルルで創刊された雑誌。キム・ウォンヨン『在美韓人五十年史』1959年、262-263頁。
- 122 『勤業新聞』ではこの記念式の見送りが戦争勃発による極東総督の訓令であるとしているが(1914年8月16日)、移住50周年記念祭は7月10日に記念式の無期延期を決定している。記録ではそれは寄付金募集におけるロシア官憲の干渉が甚だしく、朝鮮人の自由行動を制限するため、あるいは募金した費用を義兵に充てるといった通報があったためだとされている。「鮮人露領移住五十年記念祭ノ件」大正三年七月二十一日、前掲『韓国独立運動史資料36』。
- 123 「京城民情彙報」大正三年九月二十一日、同上。



玄武岩(ひょん むあん)

1969年5月12日

[専攻領域] 社会情報学

[著書・論文]

『統一코리아、どこまで来たか』光文社新書、近刊

『韓国のデジタル・デモクラシー』集英社新書、2005年

『過去清算のナショナリズム-民主化後の韓国のイデオロギー対立』同時代史学会編『日中韓ナショナリズムの同時代史』日本経済評論社、2006年

[所属] 北海道大学大学院メディア・コミュニケーション研究院(2007年4月～)

(投稿時の所属は東京大学大学院情報学環)

[所属学会] 日本マスコミュニケーション学会、在外韓人学会(韓国)